**YLOニュースレター（2024年7月号）**

皆様

今学期は一橋大学大学院で「**企業責任論**」を教えています。社会人大学院なので、生徒は弁護士や企業関係者ですので、テーマ別に関係している会社での「責任」について、リアルな授業ができます。私の授業では、企業の責任を「**法的責任**」「**経済的責任**」「**社会的責任**」に分類して、相互の関係性について講義し、ディスカッションをしています。**SDGsや人権（ビジネスと人権を含む）**については、「企業とはなにか？」という根源的問題について、考えざるを得ません。それを理解している企業だけが、本当の意味で人権やSDGsについて心に落ちた議論ができるのだと思っています。よいテーマです。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　最近の独占禁止法のトピックの多くが**価格転嫁**に関するものである。**公正取引委員会**は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、事業者間の取引における価格転嫁の状況や、**「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年11月29日内閣官房・公正取引委員会）**の取組状況のフォローアップなどを目的として、**「令和６年度　価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」**（調査対象期間：令和５年６月１日～令和６年５月31日）を実施している。本件調査は、令和６年６月７日付けで公正取引委員会から調査への協力を依頼する文書が届いた事業者から回答を得る予定である。

なお、公正取引委員会は、先立つ3月15日、**独占禁止法第43条**の規定にもとづき、10事業者の名前を公表したが、公表された事業者にはこれを争う機会がなく、一方的に事業者名を公表することには**適正手続の問題**があると思われる。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240607\_tokubetsuchosa.html

〇　**公正取引委員会**は、**7月5日**、例年の通り、令和５年度における企業結合関係届出の状況と主要な企業結合事例を公表した。令和５年度に企業結合計画の届出を受理した案件は345件（対前年度比12.7％増）であり、このうち、「第１次審査の結果、独占禁止法上問題ないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの」は335件、「第１次審査中に取下げがあったもの」は10件であり、「より詳細な審査が必要であるとして、第２次審査に移行したもの」はなかった。また、令和５年度に届出を要しない企業結合計画に関する審査（当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が職権で審査を開始したもの）を終了した件数は13件であった。

特筆すべきは、**大韓航空によるアシアナ航空の株式取得**である。**国際航空旅客運送役務取引事業**については、**特定の空港を発着地とする路線(往復)ごとに地理的範囲**を画定するというJAL/JAS事案の分析方法を踏襲し、競争環境が制限的となるということから、①**一方当事会社グループの保有スロット（注：飛行場における発着枠）を特定の航空事業者に対して譲渡すること**、②**監視受託者(モニタリングトラスティ)を選任し問題解消措置について継続的履行監視及び公正取引委員会への定期報告をさせる**こと、などの**問題解消措置**をとることで承認した。**国際航空貨物運送役務取引事業**については、①一方当事会社グループの保有スロットを特定の航空事業者に対して譲渡する、②監視受託者を選任し、問題解消措置について継続的履行監視及び公正取引委員会への定期報告をさせることなどの問題解消措置をとることで承認した。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240705_case.html>

〇　**公正取引委員会**は、6月18日、本年度の**年次報告書**を発表した。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240618nenpou.html

〇　**公正取引委員会**は、**6月30日**、**イノベーションと競争政策に関する研究会**による**中間報告書**を発表した。イノベーションを促進し得る競争環境を確保することは、競争政策における重要かつ現代的な政策課題であるとの認識のもとで、将来起こり得るイノベーションという長期的な競争環境に対する影響を適切に評価していくとした報告書である。

**独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報**

〇 トラックやバス、タクシーなどの運転者の長時間労働を防ぐことを目的とした**告示**である**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準**が、**４月１日**から見直された（いわゆる**2024年問題**である）。**一日では継続11時間を基本と、9時間を下限とし、一か月では拘束時間を原則284時間、最大310時間**としている。

○　**最高裁判所**は、**７月３日**、**優生保護法下の強制不妊手術にかかる国家賠償請求事件**について、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）724条後段の**除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されない**として、国の反論を退けて、原告勝訴を言い渡した。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　k.yabuki@yabukilaw.jp

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）